参考様式第5－1号

5 農 政 第 1423 号
令 和 6 年 3 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 （市町村コード）	会津若松市 （07202）
地域名 （地域内農業集落名）	高野地区 （平塚集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月18日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

■人
○担い手である集落内農業法人の従業員の高齢化が進んできていることから、後継者の確保・育成が必要である。

■農地
○田は農業法人を中心に担い手による集積・集約化が進んでいるが、畑地については離農による荒廃化が懸念されることから、園芸作物の栽培などの検討も必要である。

（2） 地域における農業の将来の在り方

○農業法人の構成員の内半数が80歳代以上であることから、法人体制維持に向けた後継者の確保・育成について検討しつつ、将来の法人の在り方として法人格の変更についても検討を進めながら、先進事例の情報収集に努める。
○現状、集落内農地の大部分が農業法人に集積・集約化済である。そのため、今後、離農や経営転換等を検討している方については、原則は農地中間管理機構を活用し農業法人へ貸付を行う。
○集落内の畑地を活用するため、集落での栽培に適した園芸作物の選定を進め、将来的には6次化加工品の生産についても検討していく。
○農業法人が直売所を設置するなど、生産した農産物等を消費者に販売する方法についても検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.71 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

○現状は、集落内の全農地において農業上の利用を行うこととする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○現状、集落内農地の大部分が農業法人に集積・集約化済であるため、今後、離農や経営転換等を検討している方については、原則は農地中間管理機構を活用し農業法人へ貸付を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○現在、農業法人における農地貸借の一部が農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用した貸借であるため、契約期間満了後に農地中間管理機構を活用した貸借へ移行し、機構活用率を高める。
(3)基盤整備事業への取組方針
○集落内の田は多くが3反田であるが、農作業効率の向上のために1町田への大区画化について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○農業法人の従業員の高齢化が進んできていることから、後継者の確保・育成について検討していく。 ○農業法人の事業拡大に向けて現状の法人格では制限があるため、株式会社への変更について検討していく。また、法人格の変更後も現状の法人の実情に合った経営が行えるかについて、情報収集を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業法人により集積・集約化を進めているため不要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

<u>③スマート農業</u>
農業法人が現在使用しているドローンが更新時期であるため、より高性能なものへ更新し作業効率の向上を図る。

<u>⑦保全・管理等</u>
○農地の多面的な機能を維持していくため、現在行っている多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むこととする。
○組織体制についても、全面積を担い手のみで維持管理していくことは困難であることから、地域内全員が参加する体制を継続していく。

平塚　集落エリア

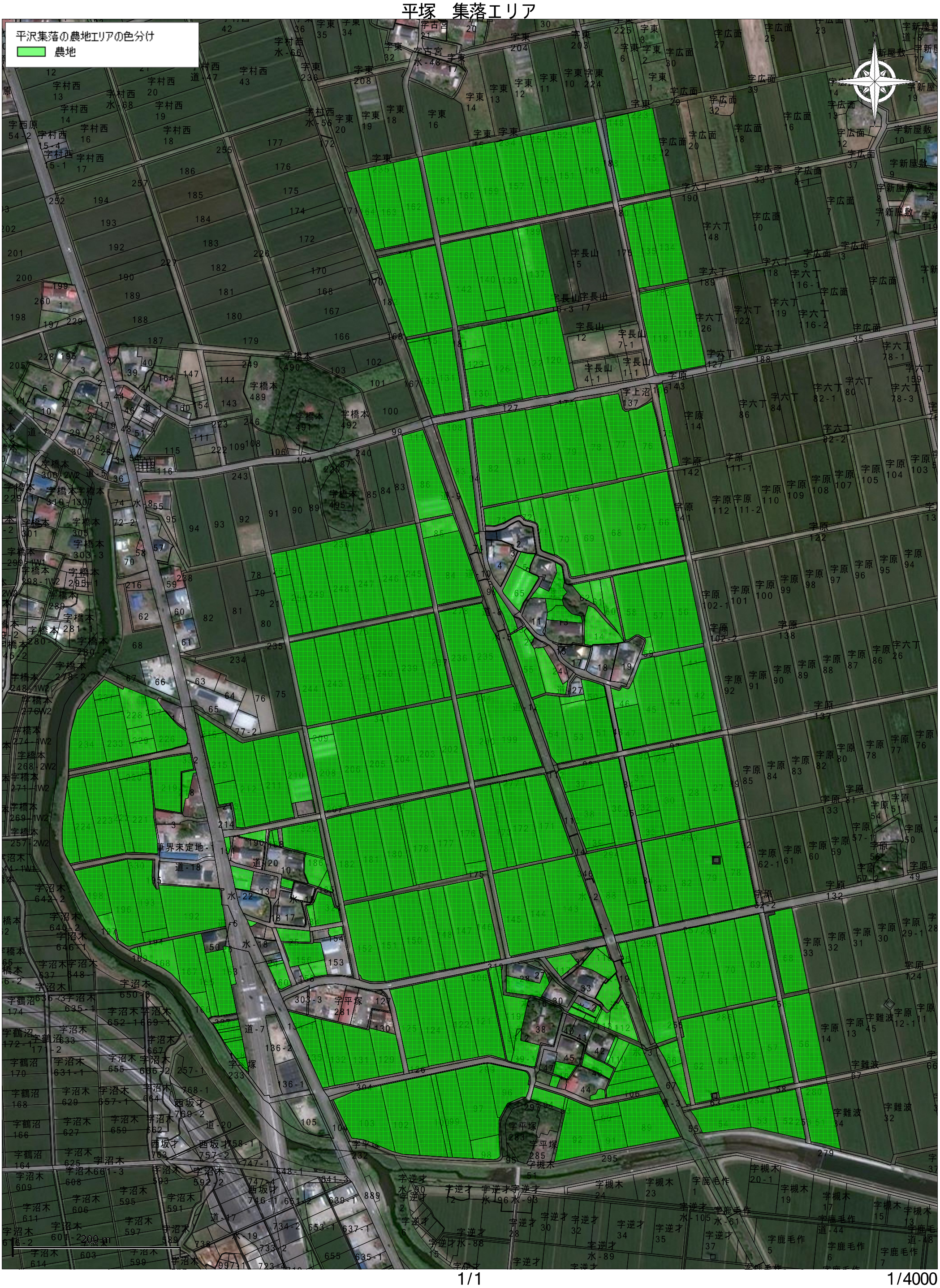

1/4000